

別表六の二(十四)

「25」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 業 務 年 度
 法人名 ()

		円		円		
各 連 結 法 人 に お け る 計 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1		各 連 結 法 人 の 合 計	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「54の①」)	19
	調整前連結税額の個別帰属額 $(21) \times \frac{(1)}{(19)}$	2			特定機械装置等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得適用連結法人の(1)の合計)	20
	取得価額の合計額 (別表六の二(十四)付表「11」の合計)	3			調整前連結税額 (別表一の二「2」)	21
	同上のうち別表六の二(十四)付表「7」が平成31年3月31日以前であるものに係る額	4			の 総調整前連結税額基準額 $(21) \times \frac{20}{100}$	22
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	5				
	(3)のうち別表六の二(十四)付表「7」が平成31年4月1日以後であるものに係る額	6			の 調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7の⑫」)	24
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	7				
	(6)のうち別表六の二(十四)付表「6」が平成31年3月31日以前であるものに係る額	8			の 法人税額の特別控除額の合計額 (23) - (24)	25
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	9				
	税額控除限度額の計算 $\frac{((4)-(5)) + ((8)-(9)) \times \frac{15}{100}}{100} + ((5)+(9)) \times \frac{8}{100}$	10				
	税額控除限度額の計算 $\frac{((6)-(7)) - ((8)-(9)) \times \frac{14}{100}}{100} + ((7)-(9)) \times \frac{7}{100}$	11				
	税額控除限度額 (10) + (11)	12				
	法人税額基準額 $(22) \times \frac{(1)}{(20)}$	13				
	個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$	14				
	法人税額基準額 (13)と(14)のうち少ない金額	15				
	当期税額控除可能額 (12)と(15)のうち少ない金額	16				
	調整前連結税額超過構成額 $(24) \times \frac{(16)}{(23)}$	17				
	法人税額の特別控除額の個別帰属額 (16) - (17)	18				

「25」欄

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の14第2項」
- ② 「区分番号」欄：「10490」
- ③ 「適用額」欄：「25」欄の金額

別表六の二(十四) 平三十一・四・一以後終了連結事業年度分